

発行 靖国神社国営化反対福音主義キリスト者の集い(略称「つどい」) 代表・西川重則 TEL/FAX 042-574-9210
事務局 西東京市柳沢 2-11-13 西武柳沢キリスト教会気付 HP <http://yasukuninotsudo.christian.jp/>
例会 毎月第3金曜日 7:00~9:00pm (祝日の場合第4金曜日)
会場 たんぽぽ舎 TEL 03-3238-9035 FAX 03-3238-0797

ヤスクニ・レポ 175 安倍首相に対して提訴 —歴史的意義と私たちの課題 代表 西川重則

1

きょうは2014年4月21日(月)であり、私たちにとって非常に有意義な一日であった。私は15年になる国会傍聴の一日でもあったが、多くの仲間が安倍晋三首相の靖国神社参拝(2013・12・26)に対し、提訴し、報告集会を日本キリスト教団に所属する信濃町教会で開く日である。

国会と裁判所とは近く、特に最高裁は毎日のようにそこを通過して国会に行っている。午後二時の提訴を思いながら国会に行ったものである。言うまでもなく、夕刻の報告集会にも間に合うように出かけ、貴重な報告のすべてを直接聞くことができた。忘れ得ない一日となったことは言うまでもない。

「朝日新聞」は予想通り、くわしく報告の記事を掲載しており、熟読した。午前四時には配達されていることが分かっており、思いを新たに全文を読み、今後の私たちの課題について考えた。その第一歩は、正確に事柄を知り、知らせ、ひとりでも多くの方々が支持の輪を広げ、長い戦いにあって勝訴することをめざし、有効な日々を過ごすためにどうあるべきかを具体的に考え、事柄の本質に基づいて協力する方法を打ち出すためのそれぞれの方が具体的にできることは何かに責任を持つことであろうと思っている。

そのために、私自身の立場として、事柄の真実を知るために、報告集会そのものは極めて重要であると信じ、信濃町教会に駆けつけ、帰宅し、貴重な取材をしたであろう「朝日新聞」の配達を待ち、熟読する機会を得たということである。長文であるが、転載したい。これも予想の通り、親しい木村庸五・弁護団長の発言も読むことができ木村長老始めすべての方々の責任が全うできるよう心から祈りに覚えたものである。では多くの方々に読んでほしいと思い、「朝日新聞」の朝刊(2014・4・22)の全文を掲載する。

「靖国参拝首相を提訴 戦没者遺族ら「隣国と

関係悪化」

安倍晋三首相が昨年12月に靖国神社を参拝したことで、近隣諸国との関係が悪化して精神的苦痛を受けたとして、戦没者の遺族ら273人が21日、安倍首相と国、靖国神社を相手に、原告1人当たり1万円の損害賠償を求める訴えを東京地裁に起こした。首相の参拝が憲法違反にあたることの確認や、今後の参拝の差し止めも求めている。

原告団によると、安倍首相の参拝をめぐっては今年11日に大阪地裁に提訴があり、今回が2件目。原告は、東京都や神奈川県のほか韓国に住む戦没者の遺族や宗教者らで、靖国神社で21日から始まった春季例大祭に合わせて提訴した。

訴状では、首相の参拝は憲法の定める政教分離に違反しているうえ、「靖国神社の教義を奨励し、原告らの信教の自由を侵害した」と主張。さらに「近隣諸国の反発を招いて軍事的衝突も起こりうる状況になった」として、「平和的生存権」(平和に暮らす権利)が侵害されたとしている。

小泉純一郎元首相の参拝をめぐる訴訟では、福岡地裁(2004年)と大阪高裁(05年)が「宗教活動にあたり違憲」と判断。しかし、最高裁(06年)は憲法判断に踏み込まず、「不快の念を抱いたとしても、直ちに損害賠償を求めることはできない」として原告の請求を退けた。

原告団は提訴後に東京都内で会見した。木村庸五・弁護団長は「参拝は、日本を戦争ができる国にしようとする動きの中で、その精神的基盤をつくる意図がある」と批判した。(千葉雄高)

2

ところで、戦後の日本は第九条によって軍事的解決ではなく、武力によらない平和の道、平和的解決が可能であると真剣に考え、そうであるべきだと強調したのが敗戦後日本の暫くの間の理性的判断だったのである。そのような敗戦後の政治姿勢は10年

後に大きく変化し、具体的に憲法改正の道を選び、党として武力による国のあり方を公然と主張するようになったのが1955年11月15日における自民党結成の日の具体的な基本方針であり、「現行憲法の自主的改正」という文言を打ち出した自民党が現在の安倍首相によってよりはっきりと明文改憲（改悪）の政治姿勢となり、戦後69年の現在の通常国会（6月22日閉会予定）中に改憲の第一段階を打ち出して公然と改憲姿勢を主張しているのは理不尽であり、選挙で圧勝したことを誇っての安倍首相の政治姿勢である。

それでは改めて戦後の歴史を振り返って見よう。安倍首相のような驚くべき政治姿勢は皆無だったのかと言えば、そうではなく驚きを新たにさせられる事例があったことを以下述べて見たい。そんな事例があったのかと言われれば、まさに驚くべき事例が55年の年に事実として例証することができる事例であり、想像をすることもできなかつた驚くべき事例があったということである。

同じ55年のことであるが、改憲のための推進運動として、現行憲法の第20条の政教分離の条項を消してしまおう、条項から無くしてしまおうという提案を公然としている文言があったのである。自民党の改憲の主張がなされた時よりも同じ55年の時であるが少し早く決断していたことが事例としてあったということである。まさに驚くべきことであるが、戦後憲法の中に普遍的価値を持っている日本国憲法の中の普遍的文言、国家と宗教の分離の原則・

解釈・適用の一切を認めない、政教分離そのものを消しきる運動が戦後10年の55年に見られたということである。

私の強い主張であり、昨年の<8・15>集会での講演の中で主張し、NHKのラジオで取り上げてくれた事例であり、政教分離の原則が戦前の大日本帝国憲法の条項には見られなかった事実。その歴史的事実こそ日本の侵略・加害の歴史を裏づける悪しき出来事であったこと。つまり天皇制・国家神道体制下にあつて、政教分離ならぬ政教一致・政教一体化であつて、中国始めアジアの国々に対して、長期にわたつての侵略・加害の歴史の源流であり、要因だった厳しい大日本帝国憲法の内容、厳しい人権じゅうりんの要因こそ日本国憲法を産み出すべき要因となったことを考えれば、それこそ戦争の要因となった政教一体化、政教一致体制そのものであり、戦争の要因として深く反省し、私たち日本人が戦争継続の悪法として徹底的に戦前・戦中・戦後の長期にわたる侵略・加害の歴史の教訓を今後の最重要な責任課題とするに値する事実として学ぶべきことを強調しておきたい。

私がくり返し主張している「不断の警告こそ自由の代償、絶えざる警告こそ自由を保持・確立する要因・課題であることをしっかり受け止め、ひとりびとりが自分の実践課題として、隣人に訴え、共に認識を共有して、国を、社会を、世界を平和な国、社会に変革する不可避の義務とすべきこと、安倍首相の参拝NO！に対する提訴・支援がその象徴であることを強調して終わりたい（2014・4・22 提訴の日を覚えて）。

2014年3月28日例会奨励「苦しみも賜る」ピリピ人への手紙1章27～29節

須田 毅牧師（日本福音キリスト教会連合西堀キリスト福音教会）

昨秋のJEA信教の自由セミナーにて、講師が第二次大戦下で、その御家族が体験したキリスト者への迫害についてお語りになった。ブラザレンと呼ばれる、宗教団体法による統制からもれたキリスト者たちが、そのような立場ゆえに苦しんでいた状況をお聞きし、女性講師の優しい語りゆえにこと、むしろ状況のきびしさがあつたことを思わされた。誤解を恐れずに言えば、他のキリスト教会からも省みられなかつたキリスト教会の悲哀の印象を受けた。

時代の迫害の中で、仲間に対して十分な関心を維持できなかったのはなぜか？ 乱暴だが、単純に言えば死を恐れたということではないか。迫害の中での苦しみを恐れ、死を恐れたことがあつたということは、その時代の信仰者への批判ではなく、現代の

我々も、果敢に迫害と戦えるかどうかはあやしいのではないかという自問でもある。

29節に苦しみも賜つたと言われていることは、神からの恵みとして与えられたということである。カルヴァンは「この苦しみは、神の子とされたしるし」と説いている。救いの恵みに生きると同時に、私たちは神のために苦しみをも生きることを、今の安寧の中で忘れていくかのようなのである。恵みの信仰の真実が明らかにされるべく、悪しき世の中で戦い苦しむことにも召されていることを覚えたい。